

社会福祉法人 萌生会 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人萌生会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を鳥取県西伯郡伯耆町に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は監事1名、この法人の職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長は、出席した評議員の互選によりその都度選出する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の

過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員の選任）

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会で別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案につ

いて異議を述べたときは除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

鳥取県西伯郡伯耆町長山 161 番地 1	(1,739.00 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 161 番地 2	(162.00 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 161 番地 3	(2.48 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 160 番地 3	(69.00 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 160 番地 4	(114.00 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 162 番地 1	(1,816.00 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 162 番地 3	(25.12 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 170 番地	(294.00 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 171 番地	(634.71 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 172 番地 1	(79.00 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 172 番地 2	(178.00 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 173 番地	(254.00 m ²)
鳥取県西伯郡伯耆町長山 174 番地	(472.00 m ²)
鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 422 番地	(1,253.00 m ²)
鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 436 番地 1	(864.00 m ²)
鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 436 番地 2	(61.53 m ²)
鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 436 番地 3	(156.04 m ²)
鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 437 番地 1	(444.14 m ²)
鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 437 番地 2	(326.63 m ²)
鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 437 番地 4	(276.10 m ²)
鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 437 番地 5	(90.00 m ²)
鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 438 番地 3	(57.00 m ²)

(2) 建物

鳥取県西伯郡伯耆町長山 161 番地 1、162 番地 1、162 番地 3 所在、家屋番号 161 番 1 の鉄骨造セメント瓦葺陸屋根 2 階建

老人ホーム 一棟 (3,165.93 m²)

鳥取県西伯郡伯耆町長山 171 番地所在、家屋番号 171 番の木造瓦葺 2 階建

倉庫 一棟 (42.32 m²)

鳥取県西伯郡伯耆町長山 171 番地、170 番地、172 番地 1、172 番 2、173 番地、174 番地所在、家屋番号 171 番 2 の木造瓦葺平家建

寄宿舎 一棟 (558.43 m²)

鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 437 番地 2、436 番地 1、436 番地 2、436 番地 3、437 番地 4、437 番地 5、438 番地 3 所在、家屋番号 437 番 2 の鉄筋コンクリート造瓦葺

3階建

主たる建物 一棟 (1,453.76 m²)

鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 437 番地 2、436 番地 1、436 番地 2、436 番地 3、
437 番地 4、437 番地 5、438 番地 3 所在、鉄筋コンクリート造瓦・スレート葺平家建
付属建物 一棟 (34.56 m²)

鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 422 番地、423 番地所在、家屋番号 423 番の鉄骨造合
金メッキ鋼板葺 2階建

老人ホーム 一棟 (1,985.27 m²)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鳥取県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鳥取県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 公益的事業を行う団体にその活動の場として無償又は実費に近い対価で施設の一部を日常業務に支障のない範囲で使用させる事業
 - (2) 障がい者(児)の生活支援等を目的とする事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可

(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届けなければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人萌生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日から施行する。

(鳥取県知事の認可の日：平成12年10月11日)

- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 篠原 颯一郎

理 事 篠原 一郎

〃 山中 實

〃 野口 洵

〃 濱田 登喜男

〃 船越 照明

監 事 山根 治

〃 安江 禎晃

- 3 第六条第一項の規定にかかわらず、前項の役員任期は平成14年3月31日までとする。

附 則 (平成14年12月17日)

この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行する。

(鳥取県知事の認可の日：平成14年12月27日)

附 則 (平成15年 1月20日)

この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行する。

(鳥取県知事の認可の日：平成15年 1月30日)

- 2 平成15年4月1日現在役員のある者の任期は、第六条第一項の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。
- 3 平成15年4月1日現在評議員のある者の任期は、第一七条第一項の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。

附 則 (平成15年 9月30日)

この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行する。

(鳥取県知事の認可の日：平成15年10月 9日)

附 則（平成17年 5月23日）

この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行する。
（鳥取県知事の認可の日：平成17年 6月 2日）

附 則（平成17年 6月29日）

この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行する。
（鳥取県知事の認可の日：平成17年 7月 8日）

- 2 ただし、第一三条第一項の評議員定数の変更は平成17年6月23日から施行する。
- 3 平成17年6月23日現在の評議員の任期は、第一七条第一項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附 則（平成17年10月14日）

この定款の変更は鳥取県福祉保健部長の受理の日から施行する。
（鳥取県福祉保健部長の受理の日：平成17年12月 6日）

附 則（平成18年 8月 2日）

この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行する。
（鳥取県知事の認可の日：平成18年 9月 4日）

附 則（平成19年 4月19日）

この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行する。
（鳥取県知事の認可の日：平成19年 4月24日）

附 則（平成20年 3月26日）

この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行し、第五条第一項の理事定数及び第一三条第一項の評議員定数の変更は、平成20年4月1日から適用する。
（鳥取県知事の認可の日：平成20年 3月28日）

附 則（平成21年 3月18日）

この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行し、第一三条第一項の評議員定数の変更は、平成21年4月1日から適用する。
（鳥取県知事の認可の日：平成21年 3月30日）

附 則（平成22年 3月17日）

この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行する。
（鳥取県知事の認可の日：平成22年 3月26日）

附 則（平成24年11月16日）

この定款の変更は鳥取県知事の認可の日から施行する。
（鳥取県知事の認可の日：平成24年12月 4日）

附 則（平成25年 5月22日）

この定款の変更は鳥取県福祉保健部長の受理の日から施行する。
（鳥取県福祉保健部長の受理の日：平成25年 6月 3日）

附 則（平成28年 3月24日）

この定款の変更は鳥取県福祉保健部長の受理の日から施行する。
（鳥取県福祉保健部長の受理の日：平成28年 4月26日）

附 則（平成28年12月26日）

この定款は、鳥取県知事の認可を得て、平成29年4月1日から施行する。
（鳥取県知事の認可の日：平成29年 2月13日）

社会福祉法人 萌生会 役員等名簿

令和 5年 6月現在

1. 役員

任 期：令和5年6月12日より令和7年度定時評議員会終結の時まで

役名	定数	氏 名	年齢	役員の資格要件（該当する欄に○印を記入）				
				社会福祉事業 についての 経営に関する 有識見者	地域福祉 の実情に 通じる者	施設の管理者	社会福祉事業 について識見 を有する者	財務管理に ついて識見 を有する者
理事 名	6	篠原 一郎 (理事長)	59	○	○			
		秋田 哲宏	79		○			
		伊藤 万有美	82		○			
		川上 誠	58	○	○	○		
		濱田 登喜男	80		○			
		船越 寛明	70		○			
監 事 名	2	森田 英雄	78				○	○
		安江 禎晃	89				○	

2. 評議員

任 期：令和3年6月16日より令和7年度定時評議員会終結の時まで

役名	定数	氏 名	年齢	社会福祉法人の 適正な運営に必要な 識見を有する者
評 議 員	7 名以上 9 名以内 (現員 7名)	赤井 政司	76	該当
		岡 章義	74	該当
		金田 賢司	57	該当
		橋谷 命卓	85	該当
		福田 司	81	該当
		細田 元教	73	該当
		松田 一三	86	該当

社会福祉法人萌生会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人萌生会（以下「法人」という）の定款第八条（評議員の報酬等）及び第二十一条（役員の報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 範囲)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(役員 の 報酬等 の 支給)

第3条 役員には、年度の総額が10,000,000円を超えない範囲で、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員に対し、報酬を支給する。ただし、使用者としての立場を有する者は除く。
- (2) 非常勤役員については報酬を支給しないこととする。
- (3) 非常勤役員及び使用者としての立場を有する役員が、理事会及びその他会議、監事監査に出席したときのほか、入札の立会い等その他法人の業務を行った場合には、別表1により費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、「旅費規程」に基づき旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員 の 報酬等 の 算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。

- 2 常勤の役員が職務のために出張したときは、「旅費規程」に基づき旅費を支給する。

(報酬等 の 支給方法及び支給形態)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、法人の「給与規程第23条第1項」（別掲）を準用する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(評議員 の 報酬等)

第6条 評議員に対する報酬等は、支給しないこととする。

(評議員 の 費用弁償)

第7条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときのほか、入札の立会い等その他の職務を行った場合には、別表3により費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表3の費用弁償額を超える場合には、「旅費規程」に基づき旅費を支払うことができる。この場合、別表3の費用弁償は行わない。

(慶弔見舞金)

第8条 役員及び評議員に対し、慶弔見舞金を支給する範囲を次のとおりとする。

- (1) 傷病見舞金 傷病等により本人の入院が継続して7日以上に及んだ場合
- (2) 災害見舞金 火災、水害その他不時の災害を受けた場合
- (3) 香典 役員及び評議員本人が死亡した場合に加え、役員及び評議員の親族等が死亡した場合（なお、この場合、葬儀に際して弔電及び花輪、生花等を供えることができる。）

2 役員及び評議員に対する慶弔見舞金は、別表4に定める額とする。ただし、使用者としての立場を有する者は除く。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(準用)

第10条 第6条、第7条及び第8条の規定は、評議員選任・解任委員会の外部委員において準用する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、評議員会の承認の日より施行する。

(評議員会承認の日：平成29年6月15日)

2 「(旧) 役員及び評議員の報酬等に関する規程」(平成28年5月24日施行)は、上記評議員会承認の日をもって廃止する。

別表1 非常勤及び使用者としての立場を有する役員への費用弁償額（第3条関係）

(イ) 定時開催理事会（予算及び決算の審議に係るもの） 及び理事会とは別に単独日程で行われる監事監査	日額 6,000円
(ロ) 上記以外（臨時開催理事会のほか、入札の立会い等 その他の業務を含む）	日額 3,500円

- ・ 監事が理事会出席の同日に監事業務を行う場合の費用弁償は、(イ) (ロ) いずれの場合であっても日額1日分のみを支給する。
- ・ 使用者としての立場を有する役員にあつては、(イ) (ロ) いずれの場合もその費用弁償額より1,000円を減額し支給する。

別表2 常勤役員の報酬等（第4条関係）

理事長	月額 500,000 円
理事長以外の役員	月額 200,000 円

別表3 評議員の費用弁償額（第7条関係）

(イ) 定時評議員会	日額 4,000 円
(ロ) 上記以外（臨時評議員会のほか、入札の立会い等その他の職務を含む）	日額 2,500 円

別表4 慶弔見舞金（第8条関係）

区分		傷病見舞金 (入院7日以上)	災害見舞金 (被害の程度に応じ)	香典	備考
役員	本人	10,000 円	10,000 円以上 50,000 円以内	50,000 円	弔電、花輪 生花等
	配偶者	————	————	30,000 円	弔電
	親族等	————	————	5,000 円又は 10,000 円	弔電
評議員等※	本人	5,000 円	10,000 円以上 50,000 円以内	10,000 円	弔電、花輪 生花等
	配偶者	————	————	5,000 円	弔電
	親族等	————	————	5,000 円	弔電

※ 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員の外部委員を指す。

(別掲)「給与規程第23条第1項」(第5条関係)

給与は、月の1日から末日までを計算期間とし、翌月20日（20日が金融機関の休日にあたる場合、20日以前の日で、最も近い金融機関の営業日）に毎月支給する。

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について（令和5年度）

社会福祉法人 萌生会

当該加算の取得状況

・複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等の特例により、法人が一括して改善計画を作成し、以下の対象事業所で算定を行っており、法人の各事業所が算定している介護職員処遇改善加算は加算（Ⅰ）である。

事業所の名称	サービス区分	特定加算の区分
特別養護老人ホームことぶき (日常生活継続支援加算取得有)	介護老人福祉施設	加算Ⅰ
ショートステイことぶき (サービス提供体制強化加算(Ⅰ)取得有)	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	加算Ⅰ
デイサービスセンターことぶき (サービス提供体制強化加算(Ⅱ)取得有)	地域密着型通所介護 通所型サービス(現行相当)	加算Ⅱ
グループホームなごみ	認知症対応型共同生活介護	加算Ⅱ
特別養護老人ホームきずな (日常生活継続支援加算取得有)	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	加算Ⅰ

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

資質の向上についての取組

- ・事業所で介護職員として働きながら介護福祉士取得を目指し介護福祉士国家試験に合格した者に対し、実務者研修受講費用の全額支援を実施
- ・より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対し、喀痰吸引、認知症ケア等の研修の受講支援を実施

労働環境・処遇の改善についての取組

- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のために、マッスルスーツの導入及びスライディングボードの数を増やすとともに、配置理学療法士による腰痛予防体操の指導を実施

- ・職場内コミュニケーションの円滑化を図り、個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善に取り組む
- ・定期健康診断時に、希望者には腰痛検診を実施するとともに、こころの健康等の健康管理面の強化に取り組む
- ・全施設、全事業所において施設内・敷地内全面禁煙を実施
- ・介護助手を導入し、介護職員の負担となっていた補助的業務を分離

その他の取組

- ・介護サービス情報公表制度の活用により、経営・人材育成理念の見える化に取り組む
- ・地域の保育所との交流や中学校からの職場体験の受け入れを図り、地域の高齢者福祉を支える一員としての意識付けを図るとともに、介護施設職員としての自尊心が高められるよう取り組む
- ・非正規職員から正規職員への転換に対応

以上